

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
FAQ※慰労金抜粋
（第四版）

令和 2 年 9 月 8 日
東京都福祉保健局高齢社会対策部

改定履歴

発行時期	改定内容
令和2年7月27日	初版発行
令和2年7月30日	【新規】 QA9-2、QA14
令和2年8月17日	【新規】 QA15、QA32、QA33、QA36、QA38、QA40、QA43 【更新】 A9-2、A12、A34
令和2年9月8日	【新規】 QA13-2 【更新】 A12、A13

このFAQは、令和2年9月8日時点のものです。今後、厚生労働省との協議等により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

目次

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

<対象事業所について>

- Q1 介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。 …P 4

<対象期間について>

- Q2 対象期間はいつからいつまでか。 …P 4

<対象者要件① 「利用者と接する職員」について>

- Q3 「利用者と接する」とは、どのような状況を指すのか。 …P 4
- Q4 「利用者と接する職員」とは、具体的にはどの範囲までが対象となるか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となるか）。
また、対象者の確認はどのような資料に基づき行えばよいか。 …P 4
- Q5 「利用者と接する職員」とは、事務員等で臨時的に利用者に接する業務を行った場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。 …P 4

<対象者要件② 「通算して10日以上勤務」について>

- Q6 1日当たりの勤務時間の長短は勘案する必要があるか。 …P 4
- Q7 有給休暇等を取得していた期間を算入することはできるか。 …P 4
- Q8 夜勤など日付をまたぐ勤務（23:00～翌8:00）は2日とカウントしてよいか。 …P 4
- Q9 1事業所の勤務だけでは日数要件を満たさない場合、他事業所に勤務した日数を合算できるか。 …P 4
- Q9-2 介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことですが、例えば、介護施設に5日、障害者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。 …P 4

<対象者要件③ 「利用者と接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務」について>

- Q10 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」とは、どのような業務内容を指すか。 …P 4
- Q11 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティアなども対象になるか。 …P 5

<対象者要件④ 具体的なケースにおける取扱いについて>

- Q12 薬局薬剤師は、医療分についての慰労金の対象ではないが、保険薬局がみなし指定を用いて介護保険法による医療系サービスの事業者として居宅療養管理指導を実施している場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるか。 …P 5
- Q13 訪問系サービス事業所の場合、事務員等は対象者に含まれるか。 …P 5
- Q13-2 上記Q13の取扱いについて、地域包括支援センターにおいても同様に、事務員等は対象者に含まれるか。 …P 5

- Q14 シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員は、慰労金の支給対象になるか。 …P 5

- Q15 介護サービス外のお泊りデイで勤務する職員は、慰労金の支給対象になるか。 …P 5

<支援額1人20万円の要件① 「利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員」>

- Q16 「新型コロナウイルス感染症患者」の定義はあるか。 …P 5
- Q17 「濃厚接触者」の定義はあるか。 …P 6
- Q18 「濃厚接触者である利用者に対応した」とあるが、具体的にどのような状況を指すのか。 …P 6
- Q19 （訪問系）「患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」、（それ以外のサービス・施設）「患者又は濃厚接触者が発生」とは、令和2年6月30日までの状況で申請するということか。 …P 6

<支援額1人20万円の要件② 「感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」（訪問系）>

- Q20 「感染症患者」及び「濃厚接触者」の終期はいつになるか。 …P 6

**＜支援額 1人20万円の要件③ 「感染症患又は濃厚接触者が発生した日以降に当事業所・施設で勤務」
(その他サービス・施設)＞**

- Q21 「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日」とあるが、「症状」とは具体的にどのような状態を指すか。 …P 6
- Q22 「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とあるが、その日の特定は何をもって行うのか。 …P 6

＜支援額 具体的なケースにおける取扱い＞

- Q23 通所系サービスで利用者の家族が新型コロナウイルスに感染し、利用者が濃厚接触者であった場合、当該事業所の職員は1人20万円となるか。 …P 6
- Q24 入所者が入院後に新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果で陽性反応が出た場合、当該事業所・施設の職員は1人20万円となるか。 …P 6
- Q25 感染症患又は濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるか。 …P 6
- Q26 利用者に新型コロナウイルス感染症患者が発生・全て完治後に、当該事業所・施設で新規採用となった職員は1人20万円となるか。 …P 6

例)

4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生

5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治(退院)

6月1日 職員を採用(6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触する業務を実施)

- Q27 特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所として区分できるか。 …P 6
- Q28 「新型コロナウイルス感染症患又は濃厚接触者が発生した日」とあるが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるか。 …P 7

＜申請・支給の手続き＞

- Q29 都及び他道府県の複数事業所に勤務している職員はどの事業所から慰労金の申請を行えばよいか。 …P 7
- Q30 慰労金は給与と併せて振り込んでよいか。 …P 7
- Q31 職員等に慰労金を振り込む際の振込手数料は事業所負担になるか。 …P 7
- Q32 介護施設に派遣職員として勤務しているが、慰労金の申請はどのように行えばよいか。 …P 7
- Q33 介護施設に派遣職員として勤務しているが、派遣先の介護サービス事業所・施設等から申請を断られた。どうすればよいか。 …P 7
- Q34 業務受託者等の従事者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うのか。 …P 7
- Q35 振込手数料について、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、補助可能な範囲はどこまでか。 …P 7
- Q36 1人当たり5万円又は20万円となっているが、ケアの件数や時間数、介護の内容などを考慮して、事業所内で個人への支給額を決めてよいか。 …P 7
- Q37 慰労金を職員等に支給した際に必要な事務はあるか。 …P 8
- Q38 代理受領委任状の様式を変更することは可能か(生年月日やふりがな追加等)。 …P 8

＜退職者等の手続き＞

- Q39 退職した者は、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされているが、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請となるか。 …P 8
- Q40 退職又は事業所の廃止等により、個人申請を行う場合も、勤務証明欄の記載・押印は必要か。 …P 8
- Q41 勤務期間の証明と記載があるが、具体的なものは何を想定しているか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのか。それとも給与明細での確認になるのか。 …P 8
- Q42 退職者について、連絡先を把握できない場合どうすればよいか。 …P 8
- Q43 退職者で既に逝去している職員について、遺族等による代理受領委任状の提出及び遺族等への支援金の支給は可能か。 …P 8

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	
質問	回答
<対象事業所について>	
Q1 介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象とあるが、この場合、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。	A1 お見込みのとおり、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象者となります。
<対象期間について>	
Q2 対象期間はいつからいつまでか。	A2 都における対象期間は、都内で新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した令和2年1月24日から令和2年6月30日までの期間となります。
<対象者要件① 「利用者と接する職員」について>	
Q3 「利用者と接する」とは、どのような状況を指すのか。	A3 「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
Q4 「利用者と接する職員」とは、具体的にはどの範囲までが対象となるか（事務職員、清掃員、調理師等も対象となるか）。また、対象者の確認はどのような資料に基づき行えばよいか。	A4 対象職種に限定はありません。各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって「利用者と接する職員」であるか確認し、対象者をご判断ください。なお、都から求めがあった場合にこれらの関係書類を提出できるよう適切に保管してください。
Q5 「利用者と接する職員」とは、事務員等で臨時的に利用者に接する業務を行った場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。	A5 お見込みのとおり、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
<対象者要件② 「通算して10日以上勤務」について>	
Q6 1日当たりの勤務時間の長短は勘案する必要があるか。	A6 1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
Q7 有給休暇等を取得していた期間を算入することはできるか。	A7 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない日は勤務日として算入しません。
Q8 夜勤など日付をまたぐ勤務（23:00～翌8:00）は2日とカウントしてよいか。	A8 慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。なお、同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。 （例）同一日：5時から9時、19時から23時 →延べ1日間
Q9 1事業所の勤務だけでは日数要件を満たさない場合、他事業所に勤務した日数を合算できるか。	A9 勤務日を合算する介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得していただいた上で、合算して申請していただくことは可能です。都から求めがあった場合に提出できるよう、慰労金を申請する事業所等においては、勤務期間の証明書類等を適切に保管してください。
Q9-2 介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とありますが、例えば、介護施設に5日、障害者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となりますか。	A9-2 介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。 <u>ただし、医療機関等の勤務日を介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日と合算することはできません。</u>
<対象者要件③ 「利用者との接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務」について>	
Q10 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」とは、どのような業務内容を指すか。	A10 「利用者との接触」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 「継続して提供することが必要な業務」とは、一定期間継続的に提供することを前提とした業務であれば、対象として差し支えありません。よって、事務職員、給食調理員、送迎サービスの運転手等についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は給付対象となります。各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。なお、都から求めがあった場合にこれらの関係書類を提出できるよう適切に保管してください。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業			
質問		回答	
Q11	清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティアなども対象になるか。	A11	派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、給付対象となります。 なお、 <u>ボランティアについては対象とはなりません。</u> 各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。
＜対象者要件④ 具体的なケースにおける取扱いについて＞			
Q12	薬局薬剤師は、医療分についての慰労金の対象ではないが、保険薬局がみなし指定を用いて介護保険法による医療系サービスの事業者として居宅療養管理指導を実施している場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるか。	A12	居宅療養管理指導事業所においては、 <u>当該事業所の職員として</u> 、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある職員のみが支給対象者となります。 <u>居宅療養管理指導の算定要件として利用者宅を訪問することとなっている職員のほか、事務職員等のその他の職員も同様の取扱いです。</u> <u>特定福祉用具販売事業所においても同様に、福祉用具専門相談員のほか、事務職員等のその他の職員について、実際に利用者宅を訪問したことが条件となりますが、利用者が来店された際にサービスを提供した場合（利用申込の受付、相談対応、計画に位置付けた用具の一部（車いすや杖、歩行器等）を店頭で利用者に引き渡す場合等）も1日としてカウントして差し支えありません。</u> ※訪問系サービス事業所（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所）についても実際に利用者を訪問したことが条件となります。
Q13	訪問系サービス事業所の場合、事務員等は対象者に含まれるか。	A13	訪問系サービス事業所（ <u>居宅療養管理指導事業所及び特定福祉用具販売事業所を除く。</u> ）において、新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサービスの提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 <u>具体的には、</u> <u>①対象期間内に10日以上勤務し、利用者との接触があった職員</u> <u>②対象期間内に10日以上勤務し、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している事務職員等</u> <u>①、②いずれかの要件を満たしている職員が慰労金の対象となります。</u> <u>（②については利用者との接触がなくとも可※訪問系サービスの特例）</u> なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。 <u>また、一体となって実現とは、当該事業所としてのサービス提供のため、ヘルパー等と一体となって実現している場合であり、必ずしもヘルパー等として働いている必要はありません。</u> 各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって対象者をご判断ください。
Q13-2	<u>上記Q13の取扱いについて、地域包括支援センターにおいても同様に、事務員等は対象者に含まれるか。</u>	A13-2	<u>地域包括支援センターは、介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを提供していることから、訪問系サービス事業所に位置付けられます。</u> <u>そのため、Q13と同様、</u> <u>①「対象期間内に10日以上勤務し、利用者との接触があった職員」</u> <u>②「対象期間内に10日以上勤務し、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している事務職員等」</u> <u>①、②いずれかの要件を満たしている職員が慰労金の対象となります。</u> <u>（②については利用者との接触がなくとも可※訪問系サービスの特例）</u>
Q14	シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員は、慰労金の支給対象になるか。	A14	シルバーピア（高齢者集合住宅）の生活協力員については、慰労金の支給対象外となります。
Q15	介護サービス外のお泊りデイで勤務する職員は、慰労金の支給対象になるか。	A15	お泊りデイに勤務する職員についても、支給要件を満たす場合は、慰労金の対象となります。
＜支援額1人20万円の要件① 「利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員」＞			
Q16	「新型コロナウイルス感染症患者」の定義はあるか。	A16	PCR検査等の結果、陽性と判定された者となります。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業		質問	回答
Q17	「濃厚接触者」の定義はあるか。	A17	原則、「濃厚接触者」は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合については、保健所等から濃厚接触者である利用者に連絡が入り、自身が濃厚接触者であることを事業所に報告した場合は「濃厚接触者」と判断していただいて構いません。 ※事業所・施設等において、勤務記録やサービス提供記録、その他の書類によって確認ができればよく、 <u>保健所にお問合せいただく必要はありません。</u>
Q18	「濃厚接触者である利用者に対応した」とあるが、具体的にどのような状況を指すのか。	A18	「濃厚接触者である利用者に対応した」状況とは、事業所において当該利用者が濃厚接触者であることを認識した上でサービスを提供した状況を指します。職員の勤務記録、サービスの提供記録、その他の書類等を踏まえて判断してください。
Q19	(訪問系)「患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」、(それ以外のサービス・施設)「患者又は濃厚接触者が発生」とは、令和2年6月30日までの状況で申請するということか。	A19	お見込みのとおり令和2年6月30日までとなります。
＜支援額1人20万円の要件② 「感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供」(訪問系)＞			
Q20	「感染症患者」及び「濃厚接触者」の終期はいつになるか。	A20	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いが無いと判断された時となります。濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
＜支援額1人20万円の要件③ 「感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当事業所・施設で勤務」(その他サービス・施設)＞			
Q21	「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日」とあるが、「症状」とは具体的にどのような状態を指すか。	A21	「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日付国立感染症研究所感染症疫学センター)」によると、新型コロナウイルス感染症を疑う症状として、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などが挙げられています。
Q22	「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とあるが、その日の特定は何をもって行うのか。	A22	職員の勤務記録、サービスの提供記録、その他の書類等を踏まえて判断してください。
＜支援額 具体的なケースにおける取扱い＞			
Q23	通所系サービスで利用者の家族が新型コロナウイルスに感染し、利用者が濃厚接触者であった場合、当該事業所の職員は1人20万円となるか。	A23	本ケースでは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は1人20万円となります。
Q24	入所者が入院後に新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果で陽性反応が出た場合、当該事業所・施設の職員は1人20万円となるか。	A24	入所系サービスや施設は、感染症患者については、「症状が出た日」が基準日となるため、基準日以降に当該事業所・施設で勤務した職員は1人20万円となります。
Q25	感染症患者又は濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるか。	A25	20万円の要件となるには 感染者発生以降に勤務 する必要があります。
Q26	利用者に新型コロナウイルス感染症患者が発生・全て完治後に、当該事業所・施設で新規採用となった職員は1人20万円となるか。 例) 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治(退院) 6月1日 職員を採用(6月30日までに10日以上勤務し、利用者とは接触する業務を実施)	A26	6月1日採用された当該職員は20万円の給付額となります。
Q27	特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所として区分できるか。	A27	感染者が発生した事業所・施設と同一空間を共有している併設事業所については、感染者が発生した事業所として取り扱って差し支えありません。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	
質問	回答
Q28 「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とあるが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるか。	A28 利用者・入所者に感染者又は濃厚接触者がいない場合は20万円の対象とはなりません。
<申請・支給の手続き>	
Q29 都及び他道府県の複数事業所に勤務している職員はどの事業所から慰労金の申請を行えばよいか。	A29 慰労金の申請を行う事業所については、支給対象となる各個人で判断いただくことになります。 ただし、慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限ります。 なお、慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複申請を行わないことを誓約する必要があります。 (関連QA：5 申請様式QA13)
Q30 慰労金は給与と併せて振り込んでよいか。	A30 今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得となりますので、給与等とは別で振込むなどにより、源泉徴収しないようにしてください。
Q31 職員等に慰労金を振り込む際の振込手数料は事業所負担になるか。	A31 事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、本事業において一括して申請することができます。具体的には、申請様式2に振込手数料を記入していただく項目があります。 (関連QA：5 申請様式QA6)
Q32 介護施設に派遣職員として勤務しているが、慰労金の申請はどのように行えばよいか。	A32 慰労金の支給については、職員等が支給要件を満たした上で、当該介護サービス事業所・施設等の業務に従事していることが重要となります。 そのため、派遣労働者や業務委託受託者の従事者についても、原則、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領委任状を提出することになります。 委任を受けた介護サービス事業所・施設等においては、当該従事者等について、業務内容、勤務期間、慰労金の額の区別、重複申請の有無等の確認を行います。 その上で、法人は、各介護サービス事業所・施設等分を取りまとめて申請書の作成・提出を行います。
Q33 介護施設に派遣職員として勤務しているが、派遣先の介護サービス事業所・施設等から申請を断られた。どうすればよいか。	A33 派遣元・業務受託会社からの申請はできません。 介護従事者等の勤務先である介護サービス事業所・施設等からの申請となりますので、その旨をご説明いただいた上で、勤務先の事業所・施設等に代理受領委任状をご提出ください。 ただし、止むを得ない事情により、介護サービス事業所・施設等からの申請が不可能な場合は、個人申請を行うことができますが、申請様式の勤務先の証明欄※は、原則、介護事業所・施設等に記載・押印してもらう必要があります。 ※勤務先の証明欄について 真に止むを得ない場合は、勤務先の証明欄を派遣元の会社が記載・押印することもできます。その場合、派遣元の会社は派遣先の事業所・施設等に勤務実績（1月24日から6月30日までに10日間勤務していたこと）、勤務内容（利用者と接する業務を行っていたこと）等の確認を行った上で、当該派遣労働者が慰労金支援の対象者であることや慰労金の額（5万円/20万円）等について、正確に把握して、勤務証明を行っていただくようお願いします。
Q34 業務受託者等の従事者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うのか。	A34 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付※は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。 ※あくまで、慰労金の「給付」に関する回答であり、「申請」に関する回答ではありませんので、ご注意ください。
Q35 振込手数料について、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、補助可能な範囲はどこまでか。	A35 派遣先介護事業所が負担する振込手数料までが補助対象となります。
Q36 1人当たり5万円又は20万円となっているが、ケアの件数や時間数、介護の内容などを考慮して、事業所内で個人への支給額を決めてよいか。	A36 支援対象者や支援額の区分は実施要綱で規定されていますので、事業所・施設等において独自に変更することはできません。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	
質問	回答
Q37 慰労金を職員等に支給した際に必要な事務はあるか。	A37 慰労金支給後の事務として、慰労金受給職員表（申請様式3）に支払年月日及び支払額を記入するとともに、支払記録（受領証、振込明細表）、代理受領委任状等を交付決定の属する年度終了後5年間保管しなければなりません。 （関連QA：6 補助金交付に係る手続きQA5）
Q38 代理受領委任状の様式を変更することは可能か（生年月日やふりがな追加等）。	A38 生年月日等の加筆については、特段差支えありませんが、文言の修正及び削除はお控えください。
＜退職者等の手続き＞	
Q39 退職した者は、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされているが、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請となるか。	A39 退職し、現に従事していない方は、当時従事していた勤務先からの申請か個人で申請となりますが、勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため。
Q40 退職又は事業所の廃止等により、個人申請を行う場合も、勤務証明欄の記載・押印は必要か。	A40 原則、勤務期間の証明等については、廃止となった場合も含めて、勤務していた事業所・施設等の職員や法人本部等への確認を行っていただき、記載・押印を依頼していただく対応をとっていただくこととなります。 ただし、勤務していた事業所・施設等の廃業（閉鎖）等により、一切連絡がとれなくなってしまった等、止むを得ない事情により、勤務証明等が取得できない場合は、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料※を用意して、都に提出してください。 ※勤務を証明する資料の例 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表）
Q41 勤務期間の証明と記載があるが、具体的なものは何を想定しているか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのか。それとも給与明細での確認になるのか。	A41 原則として、勤務実績等の確認のため、勤務していた事業所・施設等から勤務証明を取得してもらう必要があります。 なお、勤務証明は、申請者及び事業所において写しを取っておくなど、各々が適切に保管して下さい。
Q42 退職者について、連絡先を把握できない場合どうすればよいか。	A42 住所等連絡先を把握していない者への連絡は不要です。退職者から申請があれば対応をお願いいたします。
Q43 退職者で既に逝去している職員について、遺族等による代理受領委任状の提出及び遺族等への支援金の支給は可能か。	A43 交付決定時点で慰労金受給の権利が発生するため、交付決定日以前に逝去されている場合は、遺族等による申請を行うことはできません。